３　前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　第一項の許可を受けようとする者が個人である場合　次に掲げる書類

イ　住民票の写し

ロ　略歴

ハ　鯨体処理場の建物図面

ニ　鯨体処理場の仕様書

ホ　設置場所及びその付近の図面

二　第一項の許可を受けようとする者が法人である場合　次に掲げる書類

イ　定款

ロ　登記事項証明書

ハ　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

ニ　前号ハからホまでに定める書類

（鯨体処理場の条件）

第百十条　鯨体処理場は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。（新設）

一　水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがないこと。

二　第四十六条第二項の規定による報告を受けるために必要な体制を有すること。

（変更命令等）

第百十一条　農林水産大臣は、鯨体処理場が前条の条件を満たさなくなったときは、当該鯨体処理場の設置の許可を受けた者（以下「鯨体処理場設置者」という。）に対し、当該鯨体処理場の設備の変更を命じ、又はその使用を制限することができる。（新設）

（許可の取消し等）

第百十二条　農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第百九条第一項の規定による許可を取り消し、又は鯨体処理場の使用の停止を命ずることができる。（新設）

一　当該許可の日から一年以内に鯨体処理場の設置又はその設備の変更がないとき。

二　鯨体処理場が引き続き二年間使用されていないとき。

三　鯨体処理場設置者がこの省令の規定又はこの省令の規定に基づく処分に違反したとき。

２　農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

３　第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

（鯨体処理状況の記載）

第百十三条　鯨体処理場設置者は、第四十六条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度これに併記しなければならない。（新設）

一　処理開始の日時

二　体長

三　性別

四　乳分泌の有無

五　胎児の性別及び体長

六　この省令に違反する事実のある場合には、その詳細

２　第五十条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。